別表第1 (第3条関係)

| 補助事業名 | 耐震診断費補助事業 | 耐震改修設計費補助事業 | 耐震改修費補助事業 | | | | |
|---|--|--|---|--|--|--|--|
| 補助事業者 | 市町村 | | | | | | |
| 補助対象経費 | 要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経 費 | 対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に 要する経費 | 対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は 建替工事等に要する経費 | | | | |
| 補助対象限度額 (注1) | ①面積1,000 ㎡以内の部分は2,060円/㎡以内面積1,000 ㎡を超えて2,000 ㎡以内の部分は1,540 円/㎡以内面積2,000 ㎡を超える部分は1,030円/㎡以内充だし、設計図書の復元、第三者機関(注3)の費用を要する場合は154万円を限度として加算することができる。 ②要安全確認計画記載建築物(県指定緊急輸送道路等沿道)及び要安全確認計画記載建築物(県指定緊急輸送道路等沿道)及び要安全確認計画記載建築物(市ず指定緊急輸送道路等沿道)については知事が特に必要と認める場合に限り、表3に定める額とする。 | 耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率 (注 4) を乗じた額 | ①耐震化が必要な建築物の延床面積 (平方メートル)×50,300円 (空免費工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.23倍以上の耐震性を確保を耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×22,300円 (3免費工法等特殊な工法による建替工事にあっては、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方よの大手が発をなまませが、200円を限度として受けます。ことができる。(ただ、安とをでは、事するとのでは、対したのに関するとのでは、対したのに関するとのでは、対したのに関するとのでは、対したのに関するとのでは、対したのに関するとのでは、対したのに関するとのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したが必要なが、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したが、対したのでは、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが | | | | |
| | | 次に掲げる事項の全てに該当するもの | | | | | |
| 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について 技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25 日国上交通省告示第184号)に基づき実施する耐 震診断であること。 (2)地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による納告又は耐震改修 を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく 受けていないものであること。 (2)要繁急安全権民共規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等。 る又は位置付けられることが確実なものであること。 (3)要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっ (3)耐震改修又は建替の結果に | | | | | | | |
| | | ては、大規模な地震が発生した場合においてその 利用を確保する構造 (注5) となるものに限る。 | 安全な構造となるもの。ただし、要安全確認計画 記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地 農が発生した場合においてその利用を確保する構 造(注5)となるものに限る。 | | | | |
| 補助金の額 (注 2) | 補助対象限度額の4分の1以内の額とする。 ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点) 及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急 輸送道路等沿道)にあっては補助対象限度額の4 分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内 の額とする。 | 補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町 村の負担する額以内の額とする。 | 補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。 ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。 | | | | |

- (注1) (注2) (注3) (注4) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。□ 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。 設計料率は、表1に定める基本設計料率と建築設計料率との合計とし、途床面積が同表の区分間の値である場合は、 表2に定める算定式により算出した率(小数点3位以下の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。 別表第3要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準に基づく構造等とする。
- (注5)

表 1 設計料率表

| 基本設計料率表 | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 耐震改修費補助事業の 補助対象限度額 (単位:百万円) | 100 | 500 | 1,000 | 2,000 | 3, 000 | 5, 000 | 10,000 | 25, 000 |
| 基本設計料率 (各棟別) (単位%) | 2. 81 | 1. 93 | 1.64 | 1. 39 | 1. 27 | 1. 12 | 0.96 | 0.77 |

| 建築設計料率表 | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 耐震改修費補助事業の 補助対象限度額 (単位:百万円) | 100 | 500 | 1,000 | 2,000 | 3, 000 | 5, 000 | 10,000 | 25, 000 |
| 建築設計料率 (各棟別) (単位%) | 11. 11 | 7. 34 | 6. 16 | 5. 18 | 4. 66 | 4. 11 | 3. 44 | 2. 74 |

表 2 算定式

| 基本設計料率 | | 建築設計料率 | |
|-------------------------------|---|-----------------------------------|--|
| 耐震改修費補助事業の補助対象限度額 (単位:百万円) | 算定式 | 耐震改修費補助事業の補助対象 限度額 (単位:百万円) | 算定式 |
| $X_1 \le 100$ | 2. 81 | $X_2 \le 100$ | 11. 11 |
| $100 < X_1 \le 500$ | $Y_1=2.81-0.88*(X_1-100)/400$ | $100 < X_2 \le 500$ | Y ₂ =11. 11-3. 77*(X ₂ -100)/400 |
| $500 < X_1 \le 1,000$ | $Y_1=1.93-0.29*(X_1-500)/500$ | $500 < X_2 \le 1,000$ | Y ₂ =7. 34-1. 18*(X ₂ -500)/500 |
| $1,000 < X_1 \le 2,000$ | $Y_1=1.64-0.25*(X_1-1,000)/1,000$ | $1,000 < X_2 \le 2,000$ | Y ₂ =6. 16-0. 98*(X ₂ -1, 000) /1, 000 |
| $2,000 < X_1 \le 3,000$ | Y ₁ =1.39-0.12*(X ₁ -2,000)/1,000 | $2,000 < X_2 \le 3,000$ | Y ₂ =5. 18-0. 52*(X ₂ -2, 000) /1, 000 |
| $3,000 < X_1 \le 5,000$ | $Y_1=1.27-0.15*(X_1-3,000)/2,000$ | $3,000 < X_2 \le 5,000$ | Y ₂ =4. 66-0. 55*(X ₂ -3, 000) /2, 000 |
| $5,000 < X_1 \le 10,000$ | Y ₁ =1.12-0.16*(X ₁ -5,000)/5,000 | $5,000 < X_2 \le 10,000$ | Y ₂ =4. 11-0. 67*(X ₂ -5, 000) /5, 000 |
| $10,000 < X_1 \le 25,000$ | $Y_1=0.96-0.19*(X_1-10,000)/15,000$ | $10,000 < X_2 \le 25,000$ | Y ₂ =3. 44-0. 70*(X ₂ -10, 000) /15, 000 |
| $25,000 < X_1$ | 0.77 | 25,000 < X ₂ | 2.74 |
| v v . 科索马校弗法出市类の5 | 北山分布四座が | | |

- X_1, X_2 : 耐震改修費補助事業の補助対象限度額 Y_1 : 基本設計料率 Y_2 : 建築設計料率

| 衣る | |
|------------------|---------------------------|
| 延べ床面積 (A) (単位:㎡) | 補助金額(単位:円) |
| A < 1,000 | 3, 500 × A |
| 1. 000 ≤ A | $2,500,000+1,000\times A$ |

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相 談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行 する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと 認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等 の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認め られる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準

要安全確認記載建築物(防災拠点)は、下記の要件を満たす耐震改修計画に基づき地震に対して安全な構造等となるものとする。

| 項目 | 内容 | | |
|-------------------------------|--------|--|--|
| 防災拠点としての地震の揺れに | 造とするもの | 免震工法等特殊な工法 | |
| 対する女主性を 確保するための 構造等 | | 建築基準法において必要とされる耐震性能を1.0 とした場合、1.25以上となる高い耐震性能を有す る構造 | |
| | を1以上備え | 被災者等の受け入れスペースの整備 | |
| | | 備蓄倉庫の整備 | |
| 防災拠点として の機能を確保す るための設備等 | | 発電設備又は蓄電池設備 | |
| | | 貯水槽・防災井戸等の設備 | |
| | | 非常用照明設備・通信設備 | |
| 防災拠点として 活動するための 災害協定等 | | 災害協定を締結しているか、締結することが確実であること。 | |
| | | BCP(事業継続計画)を策定しているか、策定することが確実であること。 | |